

流山市地域福祉計画（案）修正一覧

ページ（事項）	改正後	改正前	備考
2ページ 「社会福祉法」より	「社会福祉法」より <u>（目的）</u> <u>第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。</u> （福祉サービスの基本理念）	「社会福祉法」より （福祉サービスの基本理念）	10 - 1
3ページ 自立と自律	第2節 計画策定の背景 <u>自立・自律を支援することがこれからの社会福祉の目的であり、また、社会福祉の基礎となるのは、「自立・自律した個人が地域住民としてのつながりを持ち、・・・</u>	第2節 計画策定の背景 <u>自立を支援することがこれからの社会福祉の目的であり、また、社会福祉の基礎となるのは、「自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、・・・</u>	10 - 13
13ページ 6 計画の評価	6 計画の評価 市は、毎年度計画の実施状況の把握、 <u>点検、評価について流山市福祉施策審議会に諮り、計画を推進していきます。</u>	6 計画の評価 市は、毎年度計画の実施状況の把握、 <u>点検、評価を行いながら、計画を推進していきます。</u>	10 - 23
26ページ 今後の取り組み状況	（市民の取り組み） ・一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を <u>高めることに努めます。</u> ・地域での行事や福祉イベント等に <u>積極的に参加することに努めます。</u>	（市民の取り組み） ・一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を <u>高めることが必要です。</u> ・地域での行事や福祉イベント等に <u>積極的に参加する必要があります。</u>	10 - 12
42ページ （2）社会福祉施設の活用	方向性 地域包括支援センターを介護予防の拠点として、また、高齢者の相談窓口として関係機関・関係団体と連携していきます。 また、公民館や集会所、福祉会館などを、地域福祉を担う拠点として <u>活用していきます。</u>	方向性 地域包括支援センターを介護予防の拠点として、また、高齢者の相談窓口として関係機関・関係団体と連携していきます。 また、公民館や集会所、福祉会館などを、地域福祉を担う拠点として <u>活用することを検討します。</u>	2
46ページ （3）地域活動やボランティア活動の参加促進	（地域等の取り組み） ・住民の地域福祉意識の醸成を図るため、地域活動への参加を呼びかけます。 ・団魂の世代をはじめ、住民が地域活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。	（地域等の取り組み） ・住民の地域福祉意識の醸成を図るため、地域活動への参加を呼びかけます。 <u>（地域）</u> ・団魂の世代をはじめ、住民が地域活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。 <u>（地域）</u>	10 - 20
50ページ （3）物・心・情報のバリアフリー化	（市の取り組み） ・公共施設や、公共交通機関等の <u>バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。</u>	（市の取り組み） ・公共施設や、公共交通機関等の <u>バリアフリー化を推進します。</u>	10 - 21
その他	「地縁、志縁、パートナーシップ、DV、ケアマネジメント、バリアフリー化、流山市安心メール、心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン」を資料編に用語集として掲載する。	資料編（用語集）掲載なし	10 - 25